

令和2年第3回

富谷市議会定例会議案書

令和2年9月1日提出

富 谷 市

令和2年第3回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号	富谷市立学校の設置に関する条例の一部改正について	1
議案第 2号	富谷市立幼稚園預かり保育条例の一部改正について	3
議案第 3号	令和2年度富谷市一般会計補正予算（第7号）	別冊
議案第 4号	令和2年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 5号	令和2年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第 6号	令和2年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 7号	令和2年度富谷市下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 8号	令和2年度富谷市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 9号	土地の取得の変更について	5
議案第10号	土地の取得の変更について	7
議案第11号	財産の無償譲渡について	9
議案第12号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	10

諮 問

- 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・ 1 1
- 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・ 1 2
- 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・ 1 3
- 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・ 1 4

認 定

- 認定第 1号 令和元年度富谷市一般会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・ 別冊
- 認定第 2号 令和元年度富谷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 別冊
- 認定第 3号 令和元年度富谷市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について・ 別冊
- 認定第 4号 令和元年度富谷市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について・・ 別冊
- 認定第 5号 令和元年度富谷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい
て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別冊
- 認定第 6号 令和元年度富谷市水道事業会計利益処分及び決算の認定について・・ 別冊

議案第 1 号

富谷市立学校の設置に関する条例の一部改正について

富谷市立学校の設置に関する条例（昭和39年富谷町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市立東向陽台幼稚園の閉園に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

富谷市立学校の設置に関する条例（昭和39年富谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		現 行	
第1条 略		第1条 略	
第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
宮城県富谷市立 富谷小学校	宮城県富谷市 富谷狸屋敷85番地	宮城県富谷市立 富谷小学校	宮城県富谷市 富谷狸屋敷85番地
略	略	略	略
〃 〃	略	〃 〃	略
富谷幼稚園		富谷幼稚園	
<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
		東向陽台幼稚園	明石台一丁目2番地

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 2号

富谷市立幼稚園預かり保育条例の一部改正について

富谷市立幼稚園預かり保育条例（平成15年富谷町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年9月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市立東向陽台幼稚園の閉園及び預かり保育の保育料の変更のため、所要の改正を行うもの。

富谷市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例

富谷市立幼稚園預かり保育条例（平成15年富谷町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略 （預かり保育を実施する幼稚園）</p> <p>第2条 預かり保育を実施する幼稚園は、<u>富谷市立富谷幼稚園</u>とする。</p> <p>— —</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 預かり保育の対象となる幼児は、<u>前条</u> <u>—</u>の預かり保育を実施する幼稚園に在園する園児のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（保育料）</p> <p>第4条 預かり保育の保育料（以下「預かり保育料」という。）は、<u>日額450円</u>とする。</p> <p>— —</p> <p>第5条・第6条 略</p>	<p>第1条 略 （預かり保育を実施する幼稚園）</p> <p>第2条 預かり保育を実施する幼稚園は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>富谷市立富谷幼稚園</u></p> <p>(2) <u>富谷市立東向陽台幼稚園</u></p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 預かり保育の対象となる幼児は、<u>第2条</u>の預かり保育を実施する幼稚園に在園する園児のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（保育料）</p> <p>第4条 預かり保育の保育料（以下「預かり保育料」という。）は、<u>月額8,000円</u>とする。<u>ただし、一時的に預かり保育を受けた者においては、日額550円とする。</u></p> <p>第5条・第6条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 9号

土地の取得の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年富谷町条例3号）第3条の規定により、平成30年9月13日議会の議決を得た市道穀田三ノ関線道路用地の取得について、別紙のとおり変更が生じたため、その変更について議会の議決を求めるもの。

記

- 1 所在地 富谷市富谷狸屋敷208番の一部ほか38筆
- 2 面積 22,671.93平方メートル
- 3 取得価格 123,159,988円也
- 4 契約の相手方

ほか12人，法人6者

令和2年9月1日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

市道穀田三ノ関線道路用地の契約の相手方の氏名に変更があったため。

相手方一覧

	所有者		所在地	地目	地積 (m ²)	摘要
	住所	氏名				
変更前			富谷市富谷狸屋敷 211 番の一部	畑	480.52	
変更後			富谷市富谷狸屋敷 211 番の一部	畑	480.52	

議案第10号

土地の取得の変更について

平成30年9月13日議会の議決を得た市道穀田三ノ関線道路用地の取得について、下記のとおり変更しようとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年富谷町条例第3号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 所在地	変更前	富谷市富谷狸屋敷208番の一部ほか38筆
	変更後	富谷市富谷狸屋敷208番の一部ほか45筆
2 面積	変更前	22,671.93平方メートル
	変更後	23,895.25平方メートル
3 取得価格	変更前	123,159,988円也
	変更後	125,937,380円也

4 契約の相手方

ほか12人，法人6者

令和2年9月1日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

市道穀田三ノ関線道路用地として追加取得するため。

相手方一覧

所有者		所在地	地目	地積 (㎡)	摘要
住所	氏名				
		富谷市富谷狸屋敷 219番18ほか3筆	山林ほか	1,031.41	
		富谷市富谷狸屋敷 213番1ほか1筆	山林	183.78	
		富谷市三ノ関坂ノ下 127番3の一部	雑種地	8.13	共有
		富谷市三ノ関坂ノ下 127番3の一部	雑種地		
		富谷市三ノ関坂ノ下 127番3の一部	雑種地		
		富谷市三ノ関坂ノ下 127番3の一部	雑種地		
		富谷市三ノ関坂ノ下 127番3の一部	雑種地		
合計				1,223.32	

議案第11号

財産の無償譲渡について

下記の財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 譲渡する財産 | 富谷市立東向陽台幼稚園 |
| 所在地 | 富谷市明石台一丁目2番地1 |
| 延床面積 | 349.94㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 2 譲渡する相手方 | 宮城県仙台市青葉区錦町一丁目1番32号 |
| | 学校法人杜栄学園 |
| | 理事長 澁谷和邦 |

令和2年9月1日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

令和3年3月31日をもって富谷市立東向陽台幼稚園を閉園し、認定こども園として移行させるにあたり、学校法人杜栄学園へ幼稚園建物を無償譲渡するもの。

議案第12号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会の委員に下記の者を任命することについて，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により，議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 江 刺 義 夫

生年月日

令和2年9月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

教育委員会委員 江刺義夫は，令和2年9月30日をもって任期満了となるため。

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 平 間 由美子

生年月日

令和2年9月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 平間由美子は，令和2年12月31日をもって任期満了となるため。

諮問第 2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 相 澤 昭 子

生年月日

令和2年9月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 佐藤文人は，令和2年12月31日をもって任期満了となるため。

諮問第 3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 関 口 智 子

生年月日

令和2年9月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 中川弘美は，令和2年12月31日をもって任期満了となるため。

諮問第 4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 高 世 美 枝 子

生年月日

令和2年9月1日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 高橋一郎は，令和2年12月31日をもって任期満了となるため。